

徳島森林管理署団体交渉（全国林野関連労働組合）
議 事 要 旨

日 時 平成21年12月17日（木）11：00～11：50
場 所 徳島森林管理署 2F会議室
出席者 【徳島森林管理署（当局）】 5名
【林野労組徳島分会（組合）】 7名

1 平成21年度業務運営に係る労働条件について

組合）林産物生産の検討に当たっては、資源の見通量に基づき、署の実力ベースでの生産量を検討すること。

当局）資源の見通量に基づき、必要な森林整備が実施できるよう、局とも十分疎通して実施する考えである。

組合）特定の者に業務が集中しないように業務の平準化に向けた対策をとること。

当局）今後も、業務の平準化を図り可能な限り超勤の縮減に取り組む考えである。

2 賃金問題について

組合）09年度の新賃金については現行協約で既に決着済みであり、これ以上の賃金引き下げを行わないこと。

当局）賃金は重要な労働条件であり、出された意見等は誠意を持って上局に伝えて参りたい。

3 職場環境の改善について

組合）庁舎・宿舍の整備計画に基づいて、適切に庁舎等の整備を行うこと。

当局）庁舎・宿舍の整備計画に基づき、適切に対応して参る考えである。

組合）現在配置されている車両の適正な運用管理を図るとともに、計画的な更新に努めること。

当局）今後一層、保有している車輛の適正な運用管理に努めて行く考えである。